



防犯こうち

NO 7

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

風営適正化法第7条 従業者名簿の備え付け

従業者名簿備え付けの目的

営業者に従業者名簿を備え付けさせ、従業者に変更がある都度速やかに訂正することによって、営業に従事する者の実態を常に明らかにし、営業者が誤って年少者を使用する等の過ちを犯すことを未然に防止する。

従業者名簿

- 従業者の住所、氏名
- 性別、生年月日
- 採用年月日、退職年月日
- 従事する業務の内容

※退職の日から3年間は名簿を保存しておくこと
(パソコンなど電磁的な方法で記録されたものでも可)

●備え付け方法〔規則第106条〕

従業員が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿をさなえなければならない。

●電磁的方法による記録〔規則第107条〕

電磁的方法による記録も認められる。ただし、必要に応じて「直ちに表示されることができる」方法でなければならない。

接客従事者の生年月日等の確認 (法36条の2)

接待飲食等営業を営む風俗営業者、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

①生年月日

②国籍

③外国人の場合

在留資格・在留期間・永住資格

【日本人】

- 住民票記載事項証明書
- 旅券
- 船員手帳等

【外国人】

- 旅券
- 在留カード
- 特別永住証明書等

従 業 者 名 簿

(ふりなが) 氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒()		
従事する業務の内 容(具体的に)			
採用年月日	年 月 日		
退 職 等	年月日	年 月 日	
	事 由	1 解雇 2 自身の都合による退職 3 死亡 4 その他()	
雇用時の身分確認	国 籍・地域		
	外国籍の場合の 確認事項	在留資格	
		在留期限	
		就業許可 の種別	
	確認年月日	年 月 日	
備考(履歴等)	雇用時の身分確認()		

- 1 常時勤務している者はもちろん、必要に応じて他から派遣されている者であって当該営業に係る業務に従事している者は、この名簿を作成してください。
- 2 この名簿は、従事者の解雇、退職又は死亡の日から起算して3年間は営業所ごとに備付けなければなりません。